

福祉医療費 助成制度を 紹介します

福祉医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給していない方は、問い合わせてください。

なお、ここにあげた制度を利用するには、原則として受給者証の交付を受ける必要があります。

問合せ先 市市民窓口グループ ☎52-1111(内線227・217)

※助成内容は、平成25年4月1日現在のものです。

制 度 名	資 格 ・ 要 件	所得制限	申請に必要な書類
子ども医療費 助 成 制 度	出生日から中学校卒業までの子どもの通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※中学校卒業とは、15歳到達の年度末までのことをいいます。	なし	①子どもの健康保険被保険者証 ②印鑑
母子家庭等 医療費助成 制 度	母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父もしくは父母のいない18歳未満の子に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※18歳未満児童とは、18歳到達の年度末までの児童のことをいいます。	児童扶養手当の所得制限以内の方 ※所得に養育費の8割を合算	①健康保険被保険者証 ②印鑑
障害者医療費 助 成 制 度	次の方に通院および入院の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア)身体障害者手帳1～3級の方 (イ)身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ)療育手帳AまたはB判定(IQ50以下)を受けた方 (エ)自閉症状群(高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む)と診断を受けた方	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③身体障害者手帳、療育手帳など ④(エ)自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神障害者 医 療 費 助 成 制 度	次の方に医療費の助成をします。 (ア)精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の全額 (イ)精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の1/2の額 ※申請した方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要です。 (ウ)障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ・指定医療機関に受診した場合の保険診療における自己負担金額の全額	なし	①健康保険被保険者証 ②印鑑 ③(ア)精神障害者保健福祉手帳 (イ)精神科医師による診断書 (ウ)自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
後期高齢者 福祉医療費 助 成 制 度	高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる方のうち、次のいずれかに該当する方は、保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア)障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療に該当する高齢者 (イ)公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者:精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者:感染症予防法第19条の規定による命令入院患者と同法第20条により命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ)戦傷病者手帳を保持している高齢者 (エ)市町村民税非課税世帯であり、下記のいずれかに該当する高齢者 ・ねたきり、または重度・中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3か月以上継続している方 ・独り暮らしの方	(ア)のうち母子家庭等医療は、所得制限あり (ア)のうち障害者医療、精神障害者医療は所得制限なし (イ)(ウ)は所得制限なし	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③(ア)障害者医療費、精神障害者医療費助成制度欄参照 (ウ)戦傷病者手帳 (エ)要件によって異なるため問い合わせてください。